

平成27年 6 月15日
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業」
事業の評価（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

特許庁が実施する「商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業」については、公共サービス改革基本方針（平成24年 7 月20日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。これを受けて特許庁は、官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

事 項	内 容
事業内容	<p>出願された商標の指定商品・役務が商標法第6条に定める要件を満たすか否かの判断を審査官が審査するに当たり、審査の判断材料になる資料の調査。</p> <p>特許庁が貸与する発注用電子データの中から、調査対象とすべき不明確な指定商品・役務の選定を行い、選定した商品・役務が、どのような商品・役務であるか、どの程度の商品・役務の概念を包含しているかという観点で、辞書や専門書などを利用した調査を行う。</p> <p>過去の採択例等の観点からの調査を行う。具体的には、特許庁が貸与する「商品/役務名チェックテーブル」を利用して、審査において過去に採択したことのある商品・役務表示の中から、調査対象商品・役務の表示と近似すると判断されるものを調査し、その結果について、指定商品・役務毎にまとめた調査結果一覧をサーチレポートとして作成する。</p>
契約期間	平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの 3 年間
受託事業者	一般財団法人日本特許情報機構

契約金額	3,300円（税抜） ※業務期間（平成25年4月1日から平成28年3月31日）3年間に 納入したサーチレポート1件当たりの単価
実施にあたり確保されるべきサービスの質	<p>① 審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数（フィードバック報告書数）が実施件数全体の1%以内</p> <p>② 成果物の納入</p> <p>（イ）提出物及び納入物のうちCD-R（電子データ）を分割納入すること（原則週1回）</p> <p>（ロ）（イ）について特許庁が発注した日から2か月以内に遅滞なく納入すること</p> <p>なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間（発注から3～4週間程度）で納入できる体制を整備しておくこと</p> <p>（ハ）早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願等として特許庁が個別に発注した案件については、特許庁が発注した日から2週間以内に納入物を納入すること （1月あたり50件が上限）</p> <p>③ 1年間に約50回分（50ロット）の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること</p> <p>なお、納入回数は必ずしも50回に限らずともよい</p> <p>④出願数の動向や調査対象商品・役務数の関係から多少の変動はあるものの、③から1ロット510件程度の納入処理が可能な実施体制ができていていること</p>

2 受託事業者決定の経緯

入札参加者（2者）から提出された企画書について、特許庁内に設置した評価委員会において審査した結果、評価基準を満たしていた。入札価格については、平成25年2月4日に開札した結果、（予定価格の範囲内であったことから、）総合評価を行ったところ、上記事業者が落札者となった。

II 評価

1 評価方法について

特許庁から提出された平成25年4月から平成27年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、評価を行うものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

（1）対象公共サービスの質の確保について

① 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数
(フィードバック報告件数)

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告書数)が実施件数全体の1%以内	0% 実施件数 26,368 件のうちフィードバック件数0件	0% 実施件数26,885件のうちフィードバック件数0件

② 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
(イ) 提出物及び納入物のうちCD-R(電子データ)を分割納入すること(原則週1回)	週1回納入	週1回納入
(ロ) (イ)について特許庁が発注した日から2か月以内に遅滞なく納入すること なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと	納入実績年間平均約1.2か月 なお、平成25年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均約1.2か月
(ハ) 早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願等として特許庁が個別に発注した案件については、特許庁が発注した日から2週間以内に納入物を納入すること(1月あたり50件が上限)	対象件数 0件	対象件数 0件

③ 年間の納入回数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
1年間に約50回分(50ロット)の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること なお、納入回数は必ずしも50回に限らずともよい	納入回数49回 全件 年度内に納入。	納入回数50回 全件 年度内に納入。

④ 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
出願数の動向や調査対象商品・役務数の関係から多少の変動はあるものの、③から1ロット510件程度の納入処理が可能な実施体制ができていること	実施済み。 (平均517件)	実施済み。 (平均537件)

以上のことから、確保すべきサービスの質についてはすべて達成していると評価できる。

(2) 民間事業者からの改善提案による実施事項

① 業務の効率化について

受託事業者は独自のシステムを構築することにより、業務の効率化を図っており、その結果、実施経費の削減についても効果をあげている。

② 調査結果（サーチレポート）の品質向上について

受託事業者は、独自の調査方法、職員教育体制の確立及び納入物の校閲方法の改善により調査結果（サーチレポート）の品質向上を図っている。納入される調査結果（サーチレポート）の品質の高さは、フィードバックが無いことから裏付けられている。

3 実施経費についての評価

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されることとなっており、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動するため、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	25年度～27年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	3,771 円	3,300 円	471 円	約12.49 %

<経費削減額>

平成25年度及び26年度合計調査件数 53,253 件

$$\times \text{単価当たりの削減額 } 471 \text{ 円} \div 2 = 12,541 \text{ 千円}$$

民間競争入札前の契約単価（平成24年度）で計算すると、単年度当たり12,541千円（▲12.49%）の経費が削減されている。

4 評価のまとめ

本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標はいずれも達成されており、評価できる。

また、民間事業者の提案により独自のシステム開発による業務の効率化や独自の職員教育体制や納入物の校閲方法が取られる等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮がなされ、業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

更に、実施経費についても、単年度当たり12,541千円（▲12.49%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価できる。

入札参加者も2者あり、競争性も確保されている。

5 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が1回目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また、法令違反行為等もなかった。
- ② 特許庁内に外部有識者（法律専門家等）で構成された「評価委員会」を設置し、事業実施状況のチェックを受ける体制が検討されている。
- ③ 入札において2者の応札があり、競争性は確保されていた。（市場化テスト実施前（平成24年）の応札者数は1者であった。）
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率12.49%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1.（1）の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当と考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、特許庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

平成27年6月2日
経済産業省特許庁

民間競争入札実施事業
商標審査前サーチレポート(不明確な指定商品・役務に係る調査)
作成事業について(案)
(平成25年度及び26年度)

I 事業の概要

1. 委託業務内容

本事業は、出願された商標の指定商品・役務が商標法第6条に定める要件を満たすか否かの判断を審査官が審査するに当たり、受託事業者が商標登録願に記載された不明確な指定商品・役務の特定を行い、その商品・役務が、どのような商品・役務であるか、どの程度の商品・役務の概念を包含しているかという観点で専門書及び特許庁から貸与するデータ等を利用して審査の判断材料になる資料の調査を行い、その調査結果(サーチレポート)を納入するものである。

2. 業務委託期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日

3. 受託事業者

一般財団法人 日本特許情報機構

4. 受託事業者決定の経緯

入札説明会では5者の参加があったところ、入札参加者は2者であった。

商標審査前サーチレポート(不明確な指定商品・役務に係る調査)作成事業民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者2者から提出された企画書について同実施要項に定める評価委員会において審査した結果、両者とも必須項目を満たしており合格との判断に至った。その後平成25年2月4日の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であったため、総合評価方式にのっとり上記受託事業者が落札者となった。

II 確保されるべき質の達成状況及び受託事業者からの主たる改善提案に関する実施状況

1. 確保されるべき質の達成状況

(1) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告件数)

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、実施件数全体の1%以内とすること。	0% 実施件数26,368件のうちフィードバック件数0件	0% 実施件数26,885件のうちフィードバック件数0件

(2) 成果物の納入

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。	週1回納入	週1回納入

(3) 成果物の納期

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
成果物については、特許庁が発注した日から2か月以内に、遅滞なく納入しなければならない。 なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間(発注から3~4週間程度)で納入できる体制を整備しておくこと。	納入実績年間平均約1.2か月 なお、平成25年4月及び5月については発注から4週間程度で納入。	納入実績年間平均約1.2か月

(4) 早期審査対象の出願等の納期

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
早期審査、その他案件処理に緊急性を要する出願として、特許庁が個別に発注した案件については、発注から2週間以内に納入すること。	対象件数 0件	対象件数 0件

(5) 年間の納入回数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
年度ごとにその納入処理を行うこと(約50回)。	全件年度内に納入。 (納入回数49回)	全件年度内に納入。 (納入回数50回)

(6) 1ロット当たりの納入件数

確保すべき対象公共サービスの質	平成25年度	平成26年度
出願数の動向から多少の変動はあるものの、1ロット510件程度の納入処理が可能な実施体制を確保すること。	実施済み。 (平均517件)	実施済み。 (平均537件)

2. 受託事業者の改善提案に関する実施状況

(1) 業務の効率化について

受託事業者は、調査結果(サーチレポート)の作成や納入等に係る独自のシステムを構築し、その利用により業務の効率化を図っており、その結果、納入期間の短縮や実施経費の削減についても効果をあげている。(Ⅲ2.)

(2) 調査結果(サーチレポート)の品質向上について

受託事業者は、独自のシステムを活用した調査方法、業務に要される高い専門知識を修得させるための職員教育体制の確立及び納入物の校閲方法の改善により調査結果(サーチレポート)の品質向上を図っている。納入される調査結果(サーチレポート)の品質の高さは、フィードバックが無いことから裏付けられている。(Ⅱ1.(1))

Ⅲ 実施経費に関する状況及(平成25年度及び26年度)

本事業における実施経費は「年間調査件数×1件当たりの単価」によって算出されるが、年間調査件数は外部要因である商標出願件数により毎年度変動することから、単純に実施経費を用いて削減効果を確認することは適当でない。

よって、契約単価を用いて従来経費と比較することとする。

	(従来) 24年度	25年度 ～27年度	単価当たりの 削減額	削減率
契約単価 (税抜き)	3,771 円	3,300 円	471 円	約12.49 %

<経費削減額>

(1) 事業評価期間の削減額(25年度及び26年度)

平成25年度及び26年度合計調査件数53,253件

$$\times \text{単価当たりの削減額}471\text{円} = 25,082,163\text{円}$$

(2) 単年度当たりの平均削減額 12,541,082円 (▲12.49%)

Ⅳ 評価のまとめ

平成25年度及び26年度において、確保されるべき質として設定した目標については達成している。

また、受託事業者による業務改善提案の実施により、納入期間の短縮及び経費削減並びに調査結果(サーチレポート)の品質向上の点で効果を上げていることは評価出来る。

実施経費については、年間平均調査件数で従来経費と比較すると、単年度当たり12,541,082円 (▲12.49%)経費が削減されている。

Ⅴ 今後について

事業全体を通した実施状況は以下のとおりである。

- (1) 実施期間中に受託事業者が業務改善指示を受ける、業務に係る法令違反行為等を行った実績はない。
- (2) 次期事業以降、法律専門家等外部有識者で構成された「評価委員会」を設ける等、実施状況のチェックを受ける体制を整えることについて検討している。
- (3) 本事業の入札において応札者は2者であり、競争性は確保されている。

- (4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成している。
- (5) 従来経費からの節減額は単年度当たり12,541,082円（▲12.49%）であり、効率的な業務運営により経費削減の効果が上がっている。

上述のとおり、本事業については、市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果を得られていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、当庁の責任において行うこととしたい。

市場化テスト終了後においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及びコストの削減等を図る努力をしてまいりたい。